政令第二十号

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第二十八条第一項及び同条第五項において準用する同法第二十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（届出養殖業の指定）

第二条　法第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、陸地において営む養殖業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　食用の水産動植物（うなぎを除く。）を養殖するものであること。

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの

ロ　養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条に規定する養殖業を営んでいる者についての内水面漁業の振興に関する法律第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「その養殖業を開始する日の一月前までに」とあるのは、「令和五年六月三十日までに」とする。

農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十一号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　西村　康稔

特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十二号

特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第三項、第四条第二項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項、第十八条第二項（同法第十九条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項、第二十六条第七項第一号、第三十七条第三項、第四十二条第四項、第五十五条第三項及び第五十八条の七第二項（同法第五十八条の八第三項において準用する場合を含む。）並びに預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第一条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次、章名及び節名を付する。

目次

第一章　訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売
第一節　定義（第一条―第三条）
第二節　訪問販売（第四条―第七条）
第三節　通信販売（第八条）
第四節　電話勧誘販売（第九条・第十条）
第五節　雑則（第十一条―第二十条）
第二章　連鎖販売取引（第二十一条―第二十三条）
第三章　特定継続的役務提供（第二十四条―第三十一条）
第四章　業務提供誘引販売取引（第三十二条・第三十三条）
第五章　訪問購入（第三十四条―第三十七条）
第六章　雑則（第三十八条―第四十三条）
附則